

Title	米国憲法と大統領の権能 (其一)
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.1 (1911. 1) ,p.77- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19110115-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の拙きを嘆せざる能はず、余は此書を以てあらゆる經濟學根本概念に關する著作中最も正しき基礎の上に立ち、且つ積極的誤謬を藏する事最少き者なりと斷言す。「ゴッセン」の心理的研究は主觀的利用を等閑視する奧太利派の限界利用説に比べて勝れる者あり。只ゴ氏が其所謂「享樂學」より出發して經濟學本來の理論たる交換交易の研究に移る可き道を發見せざりしは失策と云はざる可らず。然れ共主として交換過程の研究に力を注ぐ今日の經濟學に取りては、先づ嚴格に其心理的基礎を吟味する事最も必要なり。之を怠り、先づ交換の研究を以て始むるは砂上に樓閣を築くに等し。又彼の奧太利派及び亞米利加の理論學者の如きは經濟行為の心理的前提を取扱ふに當り之を明々白々の公理なりとして輕々に斷じ去れ共、吾人は與せず。經濟理論の研究が今後其批評的消極的態度を改め、方法論に關する問題を棄て、經濟現象の積極的解剖觀察を試むるに至る時ゴッセンの著は必ずや其出發の基礎を供す可きなり。此意味に於て

「ゴッセンに歸れ」と云ふ、不可あるを見ざるなり。(リーフマンに據る、四十三年十二月稿)

米國憲法と大統領の權能(其二)

小倉 和 市

北米合衆國の憲法が制定せられて以來其解釋及び指導に付きて恐らく何人よりも最も多く責任ありと認めらるゝアレキサンダー、ハミルトン氏は、合衆國の政治組織は機關各部の權限に關して充分なる法文上の規定を缺く旨を屢々公言したり。此所説を容認すると同時に機關各部の分界を明らかにし、其運用を圓滑ならしめんが爲め各部の權限爭議を防止し得可き相互抑制の方策は案出せられたり。斯くて各部の專斷を防遏し得可き機關は設けられたりと雖も若し其背後にありて輿論の之を支持するものあるなくんば折角の良法名案も到底權力分割の目的を達すること能はざる可きは公法の研究に従事するもの、一般に容認する所なり。佛國に於ては思想界の奥底に深く浸染せる諸種の

慣習ありて、此慣習は政體の變遷如何に拘らず常に殘留して各時代の憲法に對し、其範圍と性質との點に付きて大なる影響を與へたり。兎に角國民の輿論が憲法の上に與ふる影響の重大なるは過去の經驗に徴するも疑なき所にして、其最も著しき例を擧ぐれば彼の所謂南亞諸共和國の如きは成文法制の上に於ては根本法として合衆國の憲法を採用了たりと雖も其政治組織の體裁が合衆國の夫れと雲泥の差異あるは何人と雖も容易に認識する所なり。若し合衆國の政體にして果して從來世人の稱するが如く輿論による政體にして、且つ實際に於ても輿論が過去に於て合衆國の法制を支配したること甚大なりとせば、此制度が繼續する限り輿論も又従前の如く尊重せられざる可からざるは當然なりとす。故に合衆國近代の歴史は同國の現狀が前述せるが如き同國政治組織の根本觀念を粉砕し去るが如き傾向あるを證明しつゝあるものに非ざるや、換言すれば合衆國民は其幸福及び進歩に缺く可からざるものと信する一定の結果を得んと

するに熱心なる餘り、却て幸福安寧の基礎たる同國の根本法則を破却しつゝあるに非ざるやとの問題を今日に於て研究するは敢て無用の業に非ずと信ず。

ウイリヤム、エツチ、ダフト氏は司法の官職にありて、將又行政的手腕、峻嚴なる判斷、確取の精神及び非常の勇氣を要する地位にありて久しく、國務に參與したる後大統領の地位に上りたるものなり。氏は其技倆を表はす可き地位に立つや、驚く可き困難と試金石の事情の下に於ても毫も屈することなく、勇往邁進して深遠なる智識、偉大にして且つ多方面なる技量、公務を尊重するの念頗る厚きの事實、及び國務の爲めには一身を捧ぐるも敢て惜まざるの大決心あるとを示せり。氏は比較的低位に於ける自己の職務を遂行せんとするに熱心なるの餘り高等法院の判官たる可き推薦をさへ辭退すること兩度に及びき。要するに氏が大統領の地位に上れる時に當りては前任者に比類なき程國務執行の經驗を有し、其技倆は普く世人

に認められ、端正にして毫も世人の疑を招くことなく、自由にして加かも大膽なるのみならず、濃厚篤實なる風貌を有せしを以て、此人格に對して置かれたる國民一般の信賴の念が容易に動搖せらるゝことなかる可きは疑なきものゝ如くなりき。左れば氏の過去の經歷を知れる者は皆氏の智慮勇氣及び誠實に信賴す可く、且つ彼等は氏の所爲が冷酷極まるが如き外形を有する場合に於ても尙其所爲の中には深き思慮ある可きことを諒察し、苟くも公平及び技倆の點に付きて氏の人格に對して不當なる批難を加ふるものあらば鼓を鳴らして之を駁撃す可しとは何人と雖も容易に想像する所なりき。斯かる豫言は若し實際の目撃者によりて爲されたるものゝ如く確實なりとするも、然かも歴史は此場合に於ても又其通習なりと稱せらるゝ所に従ひ、毫も豫言者の名聲を尊重することなかりき。

現大統領が其任に就に當りてや氏に對する稱讚と希望との聲は都々浦々に響き渡れり。即街頭に

立てる人の口よりも、社會各方面の意見を代表する新聞雜誌よりも、恰かも新たなる救世主の如くに持て囃されたり。彼等は謂へらく、今や不羈豪邁なる大人物は國家の首長となれり。國政裁斷の經驗に富み且つ確守の思想を有するの士は其周圍に蟄集せり。就任の教書によりて示されたる政策は健實にして、其新地位に進める態度は冷靜賢明なり。新首長歡迎の喝采が漸く靜まらん時國家は徐々として然も堅實不撓なる進歩をなす可き四年一期の新時代に入る可しと。實にルーズベルト氏の統治の下に於ては國民は氏の奮闘的の行動の爲に眩惑せられて躍起狂奔殆んど危険なる状態に陥れるを以て、新に國家の政治的商業的及び産業的勢力の調節を計るの必要漸く世人の認むる所とならんとするに當りて平和の新時代は到來せるものゝ如くなりき。世人は此新時代に於ては既往に於て急激に行はれたる革新の事業を確固永遠のものとなす可き建設的の事業が斷乎として、然かも細心公平に實行せらる可しと豫期したりき。政黨の争

鬭は減退し、政客間の軋轢は緩和せられ、過激なる改進黨の熱狂は鎮靜せらる可しと豫期したりき。甲は曰く、「來る可き四年間に於ては吾人は眞に法律による統治の下に立つことを得可し。此時代に於ては法律は公平にして決斷に富める行政者によりて執行せらる可し。乙曰く、「タフト統治時代の特徵は迅雷耳を蔽ふに遑あらざる的の進歩よりは寧國家の秩序を整然確實ならしむる點にある可し」。丙曰く、「今や靜謐平穩の時代は此國の上に来れり。タフト氏の就任、其の教書の内容及び其の閣員選任の手際は南北を論せず舉國の稱讚する所にして毫も酷薄なる批難の聲を聞かざるのみならず、最も溫和なる批評さへ殆んど加へらるゝことなし。ルーズベルト派の新聞紙と非ルーズベルト派の新聞紙とを問はず等しく満足の意を言明せり。急進的なる黄紙も保守的なる財政雜誌も共に新大統領劈頭の言動に對して隨喜の涙を止めぬへざりき」と。上述せる所は氏が就任の際に於ける一般の輿論を最も適切に代表せる評辭な

りき。

然るに不思議なるかな、恰も夢より醒めたらんかの如く國民の態度は急激に一變せり。不滿不信及び厭忌の念は全國に充ち涉れり。斯くて公衆惡感の犠牲となりたるもの數多かりける中に先づ第一に數ふ可きは大統領タフト氏の聲譽なりき。利慾の念に拔目なき偽善的新聞紙は自己の名聲を博せんことにのみ汲々たる政治家の野心に煽動せられて此形勢を一層激甚ならしめたり。固より適確なる事實を根據とするものにあらずして罵罵に次ぐに讒謗を以てし、窮極する所なく、大統領は怯懦柔懦の人として誹議せられたり。誹謗が餘りに下劣に涉れるが爲め却て其目的を達し得ざるが如き恐るる場合には諷刺を以て之に代へ、邪惡なる暗示を以て極力氏の誠實を毀傷せんと試みたり。氏の坦懐なる行動は却て機智謀略を缺くの結果なりと看做され、所屬の黨派又は個人的の利便の爲めに公務を曲げざるの主義を確守するや脆弱なる政策なりとして排斥せられたり。氏は無咎

義無定見なる所謂策士連よりは孱弱なる機械と批難せられ、國政を利用して私益を計らんとするものよりは頼み甲斐なき同僚なりと攻撃せられ、大統領としては厘毛の價値なき最も下劣なるものなりと看做さるゝに至れり。左れば數月間國民の前に披瀝せられたる諸種煩多なる論說記事の爲めに漫りに心を動かさるゝことなき冷靜の士は氏が就職以來國民の感念の上に起りたる根本的の變化に付き一驚を喫せざるを得ざりき。タフト氏の如く國民の無限なる信頼と尊敬とを博する性格を有する大統領にして斯く急激に國民の信任と熱心なる支持とを失なへるの事實は決して輕々に看過す可からざるものにして大に研究す可き問題なりと云はざる可からず。

タフト氏執政の當初に於ては恰も關稅改正の爲めに召集せられたる臨時國會の開會せらるゝありき。由來關稅問題が國會の議に附せらるゝ場合には論議盛に起りて喧躁を極むるの例なりしに此時に當りては新大統領に對する公衆の信頼頗る厚か

りしが故に靜謐驚く可き程にして、主たる論評としては、國會は宜しく速かに同問題を議定し去る可しと云ふ位に止まりき。然るに時日の經過するに隨ひて國民は提出せられたる法案の形式中特に害毒の因となる可き何物か、存在するには非ざるかと疑はざるを得ざるに至れり。疑團は益加はり、猜疑の念は積極的の不信任と化し、公衆の眼は一齊に大統領に注がるゝに至れり、凡ての選舉人が自ら選任の事に關與し得る官憲は唯獨り大統領のみなるを以て國民は彼に對して國會の專横より救濟せられんとを要求せり。タフト氏は何が故に何事をか爲さるやとの疑問は全國民の聲なりき。左れば大統領が冷靜沈著なる態度を持ち、國會に對しては單に其所見を陳示するに止まり、法案の討議及び起草をば全く國會の最良なる判斷に委するを見ては公衆の驚駭は一方ならざりき。氏が國會に要請し之を脅迫して飽迄自己の所信及び公衆の要求に應じて斷然關稅の改正を行ふ可しと主張せざりし事實、即ち氏が其高官たるの地位及び狀

勢を利用して國會を屈伏せしめざりし事實は氏が大統領としての明白なる義務を懈れるものなりと看做さるゝに至れり。國會議員が眞に愛國的の感念を以て誠實に國民幸福を増進せんが爲めに努力す可しと豫期するは純然たる迷信の如く思考せられたり。加かも斯かる感念は遂に尋常普通の事となれり。疑惑の念は愈重なりて遂に國會の議員は公益を代表せずして却て特權を獲得せんとする特殊の團體の利益を計るものなりと認めらるゝに至れり。茲に於て自然の傾向上大統領は單に國家の行政上の首長たるに止まらずして、之と同時に疑もなく國民全般の非常代表者にして民權擁護の勇者として國民の不誠實なる直接代表者を排除するの責務を有するものなりとの觀念を生ずるに至れり。彼は政府の首長にして、他に冠絶す可き活動者なり。彼は如何なる危險を冒すも必要なる法令を制定せざる可からず。若し立法團體が之を欲せざるか、躊躇するか、提出法案の要否に關して異見を有するか、或は又全然之に反對する場合には

之を克服して其意に従はしめざる可からず。權力行使者の採用する手段方法が如何に激烈なりとするも公衆は其要求だに満足せらるゝに於ては喜んで之を喝采す可し。今日大統領の價值如何を測定するの標準は彼が法令の執行上又は明文上其權限内に委せられたる尨大なる國務の裁斷上に於て成功せるや否やの點に非ずして寧彼が國會を操縦して所要の法令を制定せしめ得る能力如何に存するものなり。

當時國會が従事しつつありし關稅改革案の討議に於てタフト氏は自黨の領袖に對して自己の意見を開陳し彼等を激勵して自黨が主義綱領として國民に公約せし所を履行せしめんとしたる以上には如何なる干渉をなすとも拒絶したり。氏は全然自己の所見に一致するが如き法律を制定せしめんが爲めに彼等を強制せんとするの目的を以て自己の掌裡に委せられたる權力を行使するが如き政策を斷然放棄したり。加之上下兩院を通過したる法律案が氏の前に提示せられたる場合に於て氏は之

を不裁可となさんことを要請せられたり、氏は若し氏にして此要請を容れんか大に名聲を博するに至る可きを知らざりしに非らざりしなり。左れど氏は同時に若し氏にして一旦此政略を用ぬんか、之が爲に遂に大に國政の紊亂を招致す可きを知れり。是を以て氏は從來幾多の士人が陥りたる誘惑より免がるゝとを得たり。左れど此行動の中に含まれたる勇氣と愛國的精神は國民に對して何等の感動をも與へざりき。鬱結せる不滿の念は遂に爆發して其猛威を逞ふするに至れり。氏は法案を不裁可となさざりしとの故を以て批難せられたり。しかも其攻撃の理由とする所は同法案が悪法なりしが故に非ずして充分批難者の希望に適はざりしが故なりき。氏は該關稅法は當時に於ける四圍の狀勢上實際制定し得可き最良の法律なることを説示すると同時に明白に其缺點をも承認し、其缺點は將來に於て充分救濟せられ得可きとを指摘したりと雖も氏の此賢明誠實なる勸告に對しては何人も耳を傾くる者なかりき。不滿不平の感一度起らん

か決して之を辯護するの辭柄に苦しまざるなり。斯くて漸次に偏見を生じ遂に氏の行政上に於ける一舉手一投足に對して悉く批難を加ふるに至れり。大統領が法令によりて命せられたる責務を遂行するの手段方法に付きては從來何等重要な批難の加へられたることなきのみならず殆んど如何なる種類の批評をも聞きたることなかりき。然るに熟ら目下問題となれる事件の真相を觀察すれば大統領の統治上に於ける信任の缺乏及び之に附隨せる諸種の罵詈譏誶は大統領が憲法上の制限を逸出すること、國會を強制し又は少なくとも強制せんとするが如き憲法の規定以外の職務を行ふこと、當時國民の囂々として要求して止まざる法令を制定すること等を拒絶したるに基くものとす。

國會の組織其ものが或は其行動上に何等かの傳來的缺點の存するものありとする一般の感念には固より論據なきに非ず、左れど國民が不知不識の間に案出したる方策即ち行政部に存在する或人格に附するに國會の上に立ちて之を監制するの權

力を以てし、依て以て國會の中に存する缺陷を補はんとするの策は果して批難なきものなるや。國會及び行政部に關する此感念は比較的近代の產物にして、世人が慎重なる態度を以て此問題に對するに至りしは最近の事なりとす。合衆國民の多數に取りては同國の政治組織は明々白々なりと云はざる可からず。即ち政治組織の外面に顯はれたる體様が餘りに能く人の知る所となれるが爲め其裏面に伏在する根本原則を研究するは無益の勞に屬するかの如く考へらるゝに至れり。左れど之等の根本原則を常に腦裡に新にすること、即ち國政運の指針たる可き原理原則と日常の統治行動とを相併行一致せしむるの必要は吾人が斯かる原理原則の本來の價值を信認する限り、想像以外に大なるものなりと云はざる可からず。

合衆國憲法の起草者は二個の點に付きて大に恐怖の念を懷きしものにして、此事實は彼等が制定したる憲法其ものを能く説明するものなり。第一の恐怖は専制なる行政部が國民を虐ぐるの虞なき

やの點なりき、彼の獨立戰爭なるものは要するに行政部の專横と壓迫とに基けるものにして、殘忍酷薄なるジョージ三世の容姿は尙明らかに彼等の眼前に髣髴たりき。此恐怖は其後と雖も依然として重大なる勢力を有したりしが、近年に至りて薄弱なる聯邦組織の下に混沌たる無政府の状態を顯出せしが爲更に一の新なる恐怖が重大なる勢力を有するに至れり。新なる恐怖とは即何等の統制もなく秩序もなき國民の多數による專制之なり。實に或著名なる論者の云へるが如く「專制君主又は寡頭政治に於ける支配階級の陥り易き權力濫用の傾向は多數による統治を原則とする民主政治に於ても等しく起り得るものとす、如何となれば此傾向は人類自然の性嚮に基くものなればなり」。此原理は夙に哲學者の唱道せる所にして過去の實例に徴するも誤なき所なるが合衆國憲法の起草者も又此點に着眼して國民の手足を拘束せんと試みたり。彼等は過去の歴史に徴して共和國に於ても強固なる權力を以て國民の自制心を涵養することな

くんば民主政治は國民の幸福に非ずして却て災害となる可きことを了解せり。之れ國民自身が其意思を行使する場合に之に對して抑制を加へ得る一の自由人格が設けられたる所以なり。彼の國家の統治組織を立法、司法、行政の三部に分ち、其間に於て互に相牽制せしめ、以て其一をして專横の行爲なからしめんとする制度が案出せられたるも亦此理に外ならず。立法部に關する根本の原理は國民をして憲法に規定せられたる制限内に於て彼等が緊要缺く可からざるものと信する法律を制定することを得せしむると同時に、彼等の漠然たる空想をして濫りに拘束力を有する法令とならしめざるにあり。行政部は嚴然且つ直接に法令を執行するの自由を有し、立法部の側に於て爲し得可き急遽不謹慎なる行動又は誤りたる見解を矯正するの權力を附與せらるゝと同時に、自己が法制上與へられたる廣汎なる行動の範圍を逸出することなき憲法及び之と牴觸せざる範圍内に於て制定せ

られたる法律の神聖を維持するの任務を有するものなり。然り合衆國の憲法は既に久しく一種特別にして且つ莊嚴なる尊敬を受けたり。即ち一般の狀勢及び公衆の感念が幾度か變遷せるにも拘らず、憲法は毫も其尊嚴を傷けらるゝことなかりき、此憲法や既に一世紀以前に於て同種の民族が單純なる狀況の下に結合せし小共和國統治上の要求を充たしたると同時に、今日の如く其領土は甚しく擴張せられ、世界の各部より集まり來れる數多の人種を打て一丸となし、社會上に於ても經濟上に於ても複雑極まれる一大國家に於ても尙能く國政運用の指針たるを得るなり。此憲法を維持せんが爲め近代に於ける最も驚く可き戰爭は起れるなり。自然の變遷に放任することなく、飽迄之を擁護して長く其尊重す可き組織の根底を消失するることなからしむるは正に合衆國民の努む可き義務なりとす。所謂憲法の父とも稱す可き士人が超自然的の智識及び先見を有したるにも非ず。又今日米國民の中には彼等に等しき賢者なしと云ふにも非

ず。然れど同法制定以來今日に至る迄一世紀餘の經驗を積みたるにも拘らず、今日の智識の發達の程度にては該法制定者の爲したる所に對して具體的の改正を施すが如きこと到底不可能なるが故に、彼等が合衆國民に遺留したる所は無上の價値を有するものとして之を尊重し持續せざる可からず。從て大統領を以て立法の眞源泉となし、彼は斯かる職責中に包含せられたるものとして彼に對して提出せらる可き要求を充たすに充分なる權力を有するものなりとする傾向が日に盛なるを見ても心あるの士が深く憂慮する所あるは決して故なきに非ざるなり。

憲法の條規によるときは大統領は外交の權、法令の執行を監督するの權、官吏を任免するの權、聯邦の狀態に付きて國會に報告をなし、且つ必要なる諸案を起草して之を國會の議に附するの權を有す。之等の一般的權能の外更に憲法を有効に施行せんが爲に明示的又は默示的、偶然的又は必要なる諸種の權能を有す。加之彼は或種の制限を受

けたる不裁可の權を有す。斯くて彼は憲法上に於ては出來得る限り純然たる行政の首長たらんとを期せられたるものなり。從て彼の所謂立法職權とは一方に於ては單に偶然的にして他方に於ては單に消極的なり。法案を國會に廻送して其再審議を求むるの權即不裁可の權は通常絶對的不裁可の效果を有するものなるが、此權力は一定の法案の可否に關して大統領の個人的意見が國會の意見と一致せざる場合に於て常に行使す可きものとして附與せられたるものに非ずして、國會が有害なる結果を生ず可き恐ある法案を充分の審議を経ることなく躁急に議定し去りたるが如き例外的の場合の爲めに創設せられたるものなり。往時にありては立法部は他部の權域に侵入して之を併呑するの傾向なきに非ずやとの觀念公法學者の間に一般に行はれたり、斯かる場合にありては不裁可の權は國會の專横に對する保障たるの作用をなすものなり。左れと憲法中の何れの條規を見るも大統領に對して國會を指導監制するの權を與へて行政部

の權能を擴張したりと認む可き毫末の論據もあることなし。若し行政部が大統領又は其下にある内閣を通じて國會に於て發言をなすの權を與へられたりと假定せんか合衆國の政體は果して如何なるものとなる可きや、又行政部は全然國會の多數黨によりて組織せらる可きものなりとする英國の内閣制度と、各部の分立獨立を主義とする合衆國の制度との間に存する利害得失如何との問題は學者の研究問題としては頗る趣味あるものなりと雖も、實際上の必要なきものなり。吾人に取ては最も緊要重大なる問題は大統領は法律上の規定なきも國民の容認を経て立法部に容喙するの權を有することを得とする近代の傾向なりとす。

代議院は通常の状態の下にありては社會各階級の意思を表示し得るが如くに構成せられたるものにして、此團體の期する所は可及的國民に近接して其意見を窺知し得るにあり。之に反して元老院は議員の任期長く、且つ其組織上にも急激なる變化を來さざる様一定の制限を設けありて代議院の

通弊たる躁急過激なる行動を抑制するの作用をなすものなり。然り而して上下兩院の上には大統領の不裁可の權あり。概言すれば全般の組織は國民の唐突輕卒なる意見が直ちに法律となるとを防止することを目的として案出せられたるものなり。合衆國初代の政治家は節制なき多數の壓制は專制君主の夫れよりも更に恐る可きものにして、何物と雖も、之に比す可きものなきことを明らかに了知せり。即ち君主の場合にありては少なくとも間接に其行動を抑制するに輿論なるものありと雖も。多數の專制は輿論其もの、專制なるを以て、成文の法令によりて制限せられざる限り何等の拘束をも受けざるものなり。若し急速且つ容易に法令を制定し得るものとせば雜駁未熟なる意見が直ちに拘束力を有する法律となり、數多の國民の最も尊重す可き權利が一片の感情又は刺激の爲めに一朝にして毀損せらるゝ場合なきに非ざるは彼等の能く知る所なりき。故に一時的の空想を排斥して、眞實國民の確固なる意思のみ法律となり得る

が如き組織を創設したるものなり。此目的を以て合衆國に於ては兩院制度を採用し且つ其本旨を貫徹するに必要なる諸種の方法を附加したるものなり。合衆國の立法機關の運轉は寧緩漫なり。左れど之れ國民の行動をして緩急宜しきを得せしめんが爲めに故らに案出せられたる組織なり。ハミルトン氏曰く「立法部にありては迅速なる議定は利益よりも寧ろ害惡を招致する場合多し。立法部に於ける意見の相違及び黨派間の軋轢は時に有益なる法案の通過を阻害することなきに非ずと雖も、慎重なる論究討議の動機となりて多數黨の專横を制遏するの作用をなすものなり」と。幸にして合衆國今日迄の歴史に於ては通常他の共和國に於て起り得るが如き多數黨の專横より免かるゝを得たり。此幸福なる結果は憲法に規定せられたる制限が絶えず政治の實際に於て維持遵守せられたるの事實に基くは論なき所なり。

然るに今若し大統領をして國家統治組織上の最高の地位に立たしめ、從來慎重なる注意を以て三

部門の間に分割せられたる統治上の権能を實際大統領の一身に集中すること、なし、且つ此憲法の規定以外の権能が根底強固なる慣例となり、遂に法律たるの效力を有するに至らば合衆國憲法の特色は破却せられ、其擁護の爲に設けられたる障壁は排除せられ、合衆國の政體は根本的に改革せらるゝに至る可し。然り而して合衆國民は現に斯かる改變の起らんとを希望するものなるが、若し彼等の此希望を妨ぐ可き大小一切の障礙が除去せられたりとせんか、其結果は果して如何なる可きや、之れ吾人の最も嚴密なる考慮を費す可き點なりとす。國民は不裁可權の行使に對して喝采す。彼等は彼等が自己の惡代表者なりと信するもの等に對して大痛棒が加へらるゝとき歡喜の情に耐へずして絶叫す。彼等は立法の責任を有するにも拘らず遲疑逡巡不決斷極まれる國會に對して大統領が彼等が現に有する所の意見を提げて肉迫することを見て、彼を以て彼等の選手なりと拍手す。若し合衆國歴代の大統領にして國民の賞讃を博せんが爲徒

らに國民の喧鬧を満足せしむるが如き行動に出でんか、若し彼等に對して國會を壓伏せんが爲に其官職に附隨する驚く可き權勢を利用せんか、若し大統領の意思に反對する所の代議士は皆選舉民の信任に對して不忠實なるものなりとして選舉民の前に侮蔑せらるゝに至らんか、若し國會が絶えず斯かる權謀術數によりて大統領の足下に蹂躪せらるゝとあらんか、久しからずして立法部は國民多數の後援を有する行政部に對して抗争するの力を失ひ遂に無慘なる隸屬の状態に沈淪するが如きことなる可きや。國會が其獨立を失ひて大統領の配下に屬伏するに至らば多大の讚美と尊敬を博したる合衆國の憲法は根底より顛覆破壞せらるゝには至らざる可きや。三權分立、相互權監制の原則は如何なる運命に遭遇す可きや。國民の感情の無節制なる激發に對しては如何なる制抑を加へ得可きや。若し斯かる狀勢が其論理的徑路を追ふて進み、且つ歴代の大統領が判官任命の権能を利用して最高法院の改革を行ひ、國民の意を迎へんが爲めに

法律を曲解するが如き徒を以て同院を組織するが如きことあらんか、公衆の感情は遂に國家に於て最高の權力者となり、國政は悉く其偏僻憎惡によりて左右せらるゝに至らん。然らば國家は全く混沌の狀態に陥り極端なる無政府主義の時代を現出せん。(未完)

法權の壓迫と勞働組合

高橋誠一郎

(一)

博學なる某學者は紀元前一四九〇年埃及に起りたる希伯來煉瓦工の蜂起は紀元後一八九二年の「ステリーブリツヂ」紡績職工同盟罷工の先驅をなせるものにして、此當時よりして勞働組合運動の端は既に發せるものなりとなすと雖も、斯くの如き推斷の一顧を償せざるは固よりのことにして、更に降つて彼のエリ・僧正が一五三八年、クローンウエルに報告してウイスベツチなる二十一名の製靴

雇職工が市外の丘岡に集合し、三名の同盟員を派して全製靴親方を召喚し、之を脅して賃銀の増額を強要せんとせりと謂へるが如き斷片的證左も未だ以て當時に於ける勞働組合の存在を確認する能はざるなり。

勞働組合の發生を促し其發達を誘致したるものは蓋し十八世紀に於ける經濟的革命的機運なり。謂ふまでもなく經濟的革命的の原動力となりしものは機械の使用なり。此より以前に在りては總て機業は皆な家内工場内に於いて自ら勞作せるに親方に依つて經營せられ、彼等は自己の使雇する少數の雇職工と其利害關係並に社會上の地位を等しうせり。然るに機械力の使用は大工場制度の勃興を促し、製造工業は漸次大資本主の手に移り、大多數の職工は自ら全生産の過程を支配し、生産資料も其勞働の結果たる製作品も共に之を所有したる獨立生産者の地位より降りて、生産に要する器具も其結果たる製品をも所有すること能はず、終世賃銀勞働者たるの地位に墮落するに至れり。而し